

# 新型コロナウイルス感染症に伴う 事業者向け支援

令和2年  
10月1日  
現在

## 袋井市 新型コロナウイルス 支援制度ナビ

スマートフォンやパソコンなどでご自身に合った支援制度を見つけることができます。



※申請の条件が複雑な制度もありますので、制度の詳細は、必ず国や自治体等のホームページでご確認ください。

新型コロナウイルス感染症により、暮らしや経営等に影響を受けている事業者などへの支援内容を紹介します。詳細や最新の情報は、市ホームページでご確認ください。 ※掲載の情報は10月1日現在の内容です。

袋井市企画政策課シティプロモーション室 TEL44-3104



## 企業・個人事業主向け

困りごと	支援内容	相談窓口
従業員の雇用を守りたい	<b>雇用調整助成金(特例) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期間延長</span></b> 対象：労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、雇用維持を図った事業者 支援内容：休業手当等の一部を助成。緊急対応期間(4/1～12/31)の助成率は、中小企業4/5、大企業2/3、解雇等を行わないときは中小企業10/10、大企業3/4	雇用調整助成金センター TEL 054-653-6116 ハローワーク磐田 TEL 0538-32-6181
	<b>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金</b> 対象：R2年4月1日～9月30日の間に事業主の指示を受けて休業した中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった方 支援内容：休業前賃金の80%(日額上限…11,000円)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター TEL 0120-221-276
	<b>新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金</b> 対象：小学校等が臨時休業した場合等に、子の保護者(労働者)の休職に伴う所得の減少に対応するため、有給の休暇を取得させた事業者。申請期限…12/28まで 支援内容：有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限額…日額15,000円)	学校等休業助成金・支援金受付センター TEL 0120-60-3999
	<b>新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金</b> 支援内容：被用者が新型コロナウイルス感染症や疑いにより、療養や自宅待機のため会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、健康保険組合から従業員に支給	加入している健康保険組合
事業継続が厳しい	<b>持続化給付金</b> 対象：中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランス、農業者を含む個人事業主等、その他各種法人等で、コロナウイルス感染症の影響により、売上げが前年同月比で50%以上減少 支援内容：前年度の事業収入からの減少額を給付(上限 法人200万円、個人事業主等100万円)	持続化給付金事業 コールセンター TEL 0120-279-292
	<b>家賃支援給付金</b> 対象：①～③の全てを満たす事業者(①売上げが前年同月比で50%以上減少または連続する3か月の合計で前年同期比30%以上減少 ②中堅・中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等 ③事業用の土地・建物の賃料を支払っている) 支援内容：給付算定額の6倍(上限：法人600万円、個人事業者300万円)	家賃支援給付金 コールセンター TEL 0120-653-930
収入が減った生活費が必要	<b>生活福祉資金貸付制度</b> 対象：新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方 支援内容：主に休業した方(緊急小口資金) 学校等の休業、個人事業主の特例…20万円 その他の場合…10万円 主に失業した方(総合支援資金) 単身…15万円×3か月 2人以上…20万円×3か月	袋井市社会福祉協議会 (袋井市久能2515-1 袋井市総合健康センター内) TEL 0538-43-3020
納税の相談をしたい	<b>市税 徴収猶予制度の特例</b> 対象：収入が前年同期比概ね20%以上減少かつ一時に納付が困難な場合 支援内容：R2.2.1～R3.2.1に納期限が到来する市税について1年間徴収を猶予 ※国税は磐田税務署、県税は磐田財務事務所(法人県民税・事業税は浜松財務事務所)へお問い合わせください	袋井市役所税務課 TEL 0538-44-3111
固定資産税等の軽減は？	<b>中小事業者等が所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置</b> 対象：R2.2～10までの連続した3か月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上減少している中小事業者等 申込期間：R3.1.4～2.1 支援内容：R3年度課税の1年分に限り、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税および都市計画税の課税標準額を2分の1またはゼロとする	袋井市役所税務課 TEL 0538-44-3110
相談窓口(経営全般)	袋井商工会議所 TEL 0538-42-6151 浅羽町商工会 TEL 0538-23-2440 静岡県経営支援課 TEL 054-221-2806 静岡県よろず支援拠点 TEL 054-253-5117 静岡県信用保証協会 TEL 053-458-1212	このほかにも支援制度があります。 経済産業省からの情報もご確認ください。 「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」
		「メローねっと」では、市ホームページの新型コロナウイルス感染症に関する追加・更新情報を随時配信しています。

困りごと	支援内容	相談窓口
事業継続のため融資を受けたい	<b>日本政策金融公庫と商工中金による 新型コロナウイルス感染症特別貸付等 十 特別利子補給制度</b> 対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、直近1か月の売上高が前年または前々年の同期5%以上減少した方など 支援内容：運転資金や設備資金を対象とし、融資後3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。また、一定の要件に該当する事業者などは、特別利子補給制度により実質的に無利子に ※詳細が固まり次第、中小企業庁ホームページ等で公表予定	日本政策金融公庫浜松支店 (浜松市中区板屋町111-2浜松アクタワ-23階) 国民生活事業(個人企業・小規模企業)… TEL 053-454-2341 中小企業事業…TEL 053-453-1611 商工中金浜松支店(浜松市中区常盤町133-1) TEL 053-454-1521
	<b>国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付&lt;静岡県&gt;</b> 対象：中小・小規模事業者、個人事業者 支援内容：融資限度額4,000万円。県が実施する制度融資を活用し、保証料減免や利子補給を実施	・静岡銀行 ・清水銀行 ・スルガ銀行 ・浜松いわた信用金庫 ・島田掛川信用金庫 等の各支店
	<b>経済変動対策貸付&lt;静岡県&gt;</b> 対象：原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者(個人、会社、医療法人)、組合で売上高の減少について一定の要件に該当 支援内容：設備資金、運転資金を対象とし、融資限度額は8,000万円。融資期間10年以内 <b>経済変動対策貸付資金利子補給制度&lt;袋井市&gt;(県との協調融資)</b> 支援内容：経済変動対策貸付資金を貸し付けた金融機関に対し、市が3年間利子補給金を交付(市と県をあわせた利子補給率は年1.34%)	
相談窓口(資金繰り)	<b>中小企業信用保証料補助金 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">期間延長</span></b> 対象：①R2.10.31までに国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付を利用した事業者 ②①に該当し、R2.10.31までに経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)を利用した事業者 支援内容：信用保証料の全額補助	袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136
	<b>袋井市中小企業等経営力強化支援補助金 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span></b> 対象：市内に主たる事業所又は事務所等を有する中小企業者等 支援内容：R2.4.1～R2.12.28に実施した販路拡大や業務効率化に資する事業に対し、対象経費の2/3を補助(上限50万円)	袋井市役所産業政策課 TEL 0538-44-3136 袋井市役所健康づくり課 TEL 0538-84-6127
	<b>袋井市新型コロナウイルス感染症拡大防止支援事業補助金 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">追加</span></b> 対象：市内に主たる事業所又は事務所等を有する中小企業者等 支援内容：R2.4.1～R2.12.28に実施した感染対策に資する経費(工事・改修費、物品購入費)の1/2を補助(上限20万円)	
	静岡県商工金融課 TEL 054-221-2525 中小企業 金融・給付金相談窓口 TEL 0570-783183 日本政策金融公庫 浜松支店 国民生活事業(個人企業・小規模企業) TEL 053-454-2341 中小企業事業 TEL 053-453-1611	

困りごと	支援内容	相談窓口
農業者向けの 運転資金の融資 を受けたい	<b>農林漁業セーフティネット資金</b> 対象：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者(農業所得が所得の過半を占める者)、農業を営む団体など	・JA遠州中央農協 ・静岡県信用農業協同組合連合会 ・静岡銀行 ・清水銀行 ・浜松いわた信用金庫 ・スルガ銀行(農業近代化資金除く)
	<b>農業近代化資金</b> 対象：認定農業者、認定新規就農者、主業農業者(農業所得が所得の過半を占める者)、農業を営む団体など	
	<b>経営体育成強化資金</b> 対象：農業を営む個人や団体など(農業所得が所得の過半を占める等の条件はありますが、認定農業者である必要はありません)	
	<b>農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)</b> 対象：認定農業者	
支援等相談窓口	関東農政局企画調整室 TEL 048-740-0311 遠州中央農業協同組合では、独自の融資支援制度を設けています。詳しくは、農協へお問い合わせください。	